

京都市訓令甲第 33 号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

京都市長 榊 本 頼 兼

第 1 条中「額等」を「基本額等」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(特例退職に係る退職手当の基本額)

第 3 条 特例退職に係る退職手当の基本額は、条例第 3 条第 3 項の表中「勤続期間に応じ 100 分の 20 以内の割合」とあるのを「勤続期間及び年齢に応じ京都市職員の特例退職等に関する規程別表に掲げる割合」として、同条の規定を適用して算定した額とする。

第 5 条の見出し中「額」を「基本額」に改め、同条前段中「の額」を「の基本額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(施行日前日額の特例)

2 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成 19 年 3 月 26 日京都市条例第 39 号)(以下「改正条例」という。)附則第 2 項に規定する別に定める職員は、改正条例の施行の日以後に退職した場合において、この訓令による改正後の京都市職

員の特例退職等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第3条及び第5条の規定を適用して退職手当の基本額が計算される職員とする。

- 3 改正条例附則第2項に規定する別に定める額は、職員が改正条例の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額並びに現に退職した日までの勤続期間及び同日における年齢に応じ改正後の規程別表に掲げる割合を基礎として、改正条例による改正前の京都市職員退職手当支給条例第3条第1項第1号、第2項、第4項及び第5項の規定により計算した退職手当の額とする。

（総務局人事部給与課）